

鷹建管第 158 号
令和 8 年 6 月 29 日

鷹栖町上下水道事業審議会 会長 様

鷹栖町長 谷 寿 男



鷹栖町上下水道事業について（諮問）

鷹栖町上下水道事業審議会条例第 2 条の規定に基づき、次の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

水道料金及び公共下水道使用料のあり方

2 諮問の趣旨

上下水道事業は安心して快適な暮らしと町の発展に欠かすことのできない重要な生活インフラとして、将来にわたり引き継ぐ必要のある町民の貴重な財産です。

一方で、上下水道事業を取り巻く環境は、人口減少等に伴う料金及び使用料収入の減少や物価高騰による維持管理費の増加、施設の老朽化や耐震化対策に伴う更新事業費の増加など、年々厳しさを増しています。

このような状況の中、将来にわたり健全で安定した事業経営を確保するためには、中長期的な経営の基本計画である「鷹栖町水道事業経営戦略」及び「鷹栖町公共下水道事業経営戦略」に基づき、収入の増加や経費削減に向けた取り組みを実施し、経営の効率化を図る必要があります。

しかし、当町の水道料金は、平成 19 年度以降、消費税率の改定に伴うものを除き料金を改定しておらず、現状では令和 12 年度に現金が不足する見込みです。

また、公共下水道事業においては、令和 4 年度に公営企業会計を適用し、同年度に使用料を改定したものの、経費回収率が低下し続けており、不足分の費用を一般会計からの繰入金に依存している状態です。

このことから、持続可能な水道事業及び公共下水道事業の運営に向け、貴審議会において、水道料金及び公共下水道使用料のあり方として、料金及び使用料の体系及び改定率並びに請求方法についてのご意見をいただきたく諮問いたします。